

静岡新聞 2026年4月15日付

東京大名誉教授(国際経済学)

伊藤 元重

静岡県の最低賃金がいくらなのかご存じだろうか。時給ベースで1097円となっている。これ以下の時給で雇用することは認められていない。

近年、最低賃金は引き上げるペースが上がってきている。25年ほど前の今世紀初めには667円であったが、20年前には677円、10年前には783円にまで引き上げられてきた。日本の最低賃金は諸外国に比べて決して高いものではないが、それでも最近はその上昇のスピードが少し速くなっている。

こうした流れを受けて、最低賃金前後の「低い」賃金で働いている人の割合も大幅に増えている。今世紀の初めには全労働者の10%を切る人が最低賃金に近い賃金を受け取っていたが、今はその割合が20%前後まで上がっている

最低賃金引き上げの流れ

のだ。最低賃金とはいっても、特別な存在ではなく、労働者の2割近くが当てはまるのだ。中小企業だけに限定すれば、この割合はさらに高くなる。

最低賃金に近いような賃金を受け取っている人の割合が増えている背景には、最低賃金が大幅に引き上げられてきたことがある。時給千円の賃金は、10年前には最低賃金の783円を大幅に上回っていた。それが今では最低賃金を下回る水準で容認されないのだ。

最低賃金が引き上げられることで最低賃金の制約が厳しくなり、低所得の人々の所得が引き上げられていることは結構なことだ。パートやアルバイトなど賃金が安い非正規労働として働いている人が増えていることも、最低賃金に近い賃金で働いている人の割合が増えている理由の一つである。そうした中で5人に1人の労働者が最低賃金に近い賃金で働いているという事実が目には見えない。

近年、日本の中低所得者層の経済的な負担が、諸外国に比べて高くなっていることが指摘されている。最低賃金に近い賃金で働いている人の割合が増えているというところは、そうした厳しい経済負担

がかかっている人の割合が増えていることを意味する。こうした事態にどう対応していくのが大きな政策課題となっている。

税制や社会保障制度などで対応は重要だ。政府は低所得者に給付を提供する給付付き税額控除の在り方について検討を進めている。現役世代の貧困層の社会保障費用の負担を軽減する改革も必要だろう。ただ、多くの人がより前向きに働いて貧困から脱出するためには、賃金が上昇を続けていくことが必要となる。

5人に1人が最低賃金の近くの賃金で働いているということは、最低賃金を引き上げれば少なくとも5人に1人の賃金が上がるということでもある。最低賃金を引き上げることのインパクトは大きい。

中小企業関係者をはじめとして、最低賃金の過度な引き上げに警戒感を持つ人も多い。確かに、最低賃金が上がるとは、企業の経営を圧迫する面がある。だからこそ、労働コストの上昇を価格に転嫁できるようになることが重要となる。人手不足の状況は当分続きそうだ。その中で賃金全般が上昇するならば、最低賃金についても引き上げの流れは維持すべきだろう。

論壇